

福島イノベーション・コースト構想関連予算について (復興特会における令和 2 年度概算要求)

令和元年 11 月
復興庁

○福島イノベーション・コースト構想関連事業要求額：68.6 億円 (令和元年度予算額：126.1 億円、対前年度比 57.5 億円減)

【内訳】

① 福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業（経産省）

令和 2 年度概算要求額：10.2 億円【継続】（令和元年度予算額：9.3 億円）

国、県と密接に連携して同構想の推進に取り組む民間団体等が、

①拠点施設の運営等、②構想の具体化に向けて関連プロジェクトの創出や関係主体間の連携促進等を進めるために必要な費用の支援を実施。

② 福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金（地域復興 実用化開発等促進事業）（経産省）

令和 2 年度概算要求額：57.0 億円【継続】（令和元年度予算額：57.0 億円）

ロボット技術等の福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の支援を実施。

③ 福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究 開発事業（農水省）

令和 2 年度概算要求額：1.4 億円【継続】（令和元年度予算額：1.4 億円）

被災地の担い手不足等に対応し、更なる農林業の省力化に向けて、ICT 活用による和牛肥育管理技術の開発等の農林業再生の実現に必要な取組の支援を実施。

注：下記 2 事業は、福島ロボットテストフィールド建設が来年春に終了するため、令和 2 年度概算要求には計上していない。

- ・「福島イノベーション・コースト構想（ロボットテストフィールド・研究開発拠点整備事業）（経産省）」（令和元年度予算額：27.3 億円）
- ・「福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金（共同利用施設（ロボット技術開発等関連）整備事業）（経産省）」（令和元年度予算額：31.1 億円）

○その他の区分に計上されている関連経費の要求について

(1) 福島県浜通り地域等の教育再生 (8.5 億円)

【内訳】

① 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 (文科省)

令和2年度概算要求額：3.5 億円【継続】（令和元年度予算額：3.3 億円）

福島イノベーション・コースト構想の実現に寄与する人材を育成するため、構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組の支援を実施。

② 大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業 (文科省)

令和2年度概算要求額：5.0 億円【継続】（令和元年度予算額：4.0 億円）

浜通り地域等において、福島の復興に資する「知」（復興知）に関する教育研究活動を行う大学等に対して、資金的な支援等を実施。

(2) 福島再生加速化交付金 (793 億円の内数)

【内訳】

① 原子力災害情報発信等拠点（アーカイブ拠点）施設整備（復興庁）

令和2年度概算要求額：793 億円の内数【継続】

人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害について、災害の実態と復興の取り組みを正しく伝え、教訓として、国を超え、世代を超えて承継していくため、福島県が行う施設整備等への支援を実施。

② 福島イノベーション・コースト構想周辺環境整備等事業（復興庁）

令和2年度概算要求額：793 億円の内数【継続】

同構想の具現化に向けて、生活周辺環境整備や交流人口拡大、関係者の連携強化に係る新たな産業の創出や産業集積の活性化に資する取組について、福島県が行う調査から実証までの取組について、一貫した支援を実施。

浜通り地域等におけるイノベーション創出のためのシーズ発掘、産業化に向けたハンズオン支援等の取組に対する支援を実施。

以上

前回分科会（H30, 12, 3）以降の 福島イノベーション・コースト構想関係の主な動向について

○平成31年

【3月8日】

- ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直し（閣議決定）

【3月30日】

- ・第18回原子力災害からの福島復興再生協議会
福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真（骨子案）について提示。

○令和元年

【7月30日】

- ・「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を設置
 - ・10月23日 復興推進委員会にて「東日本大震災の復興施策の総括」を伊藤委員長に手交。

【7月23日】

- ・福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を設置。
 - ・11月28日の第7回会合で中間とりまとめ予定。
（その後も引き続き、令和2年夏ごろまで開催予定）

【8月5日】

- ・東日本大震災 復興加速化のための第8次提言～新たな復興の道筋について～（自民党、公明党）

【8月8日】

- ・第19回原子力災害からの福島復興再生協議会
福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真の検討状況について説明、意見交換。

【11月1日】

- ・原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース
海外及び国内に向けた風評払拭に係る取組の強化を復興大臣より関係府省庁に指示。
復興庁の当面の取組「風評払拭イニシアティブ for2020」を発表。

【～12月】

- ・本年中の「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の策定に向けて検討を進めているところ。

◇福島復興再生協議会（３月、８月）での福島イノベーション・コースト構想に対する主なご意見

- ・ 構想に関する取り組み状況や成果のわかりやすい情報発信。
- ・ 地元企業の幅広い参画のための構想の浸透と効果の広範な波及。
- ・ 構想を担う教育研究活動の呼び込み、視察ツアー等を通じた交流人口の拡大。
- ・ 県内他地域の企業の構想への参画に向け、広域的な企業誘致の推進。
- ・ 廃炉研究、ロボット等各取り組みを更に推進するための予算確保及び税制措置。
- ・ 実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援、地元企業の参入による廃炉産業の推進。
- ・ 大学等の「復興知」の活用。
- ・ 国内外から優れた人材が集う教育研究拠点の更なる充実。
- ・ 県民が構想に対して、具体的に夢と希望を描けるようにしてほしい。
- ・ 次世代エネルギー社会の構築に向けた取り組みも重要。
- ・ それぞれの取組の有機的な結合が重要。
- ・ 地元企業との連携や地域人材の育成につながるなど、地域にしっかりと根づき、継続できるようにすることが重要。
- ・ 人の動きを作っていくことがポイントになる。

等

令和２年度復興庁税制改正要望項目

令和元年８月
復興庁

1. 復興特区関係及び福島関係

- (1) 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置
 - (2) 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長
-

1. 復興特区関係及び福島関係

(の省庁が主管省庁)

(1) 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

< 復興庁、経済産業省、国土交通省 共同要望 >

[複数税目]

復興特区税制について、東日本大震災復興加速化のための与党第８次提言（令和元年８月５日総理手交）等を踏まえ、対象地域を重点化した上で、適用期限を延長すること及び福島については、福島特措法税制に一元化することについて必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

現行の復興特区税制の概要については、以下のとおり。

なお、下記①～④の特例措置に関し、福島県については、風評被害による産業への影響が懸念されたことから、福島特措法第 74 条及び第 75 条の規定により復興特区税制の要件を緩和し、内陸を含む県内全域を復興特区税制の対象としている。

<参考 1> 現行の復興特区税制の概要

① 機械等に係る特別償却等（復興特区法第 37 条）〔所得税、法人税、法人住民税〕

投資時期	特別償却		税額控除	
	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～R3. 3. 31	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～R3. 3. 31
機械・装置	50% (福島県:即時償却)	<u>50%</u> ・34% (福島県:即時償却)	15%	<u>15%</u> ・10% (福島県 15%)
建物・構築物	25%	<u>25%</u> ・17% (福島県 25%)	8%	<u>8%</u> ・6% (福島県 8%)

※ 下線は雇用等被害地域（注）を含む市町村の区域内に限る。

（注）復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定められており、沿岸部の 35 市町村内に雇用等被害地域が定められている（以下同じ）。

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（法第 38 条）〔所得税、法人税、法人住民税〕

指定日	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～R3. 3. 31
控除率	10%	<u>10%</u> ・7% (福島県 10%)

※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。

※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を 5 年間税額控除。

③ 開発研究用資産に係る特別償却等（法第 39 条）〔所得税、法人税、法人住民税〕

投資時期	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～R3. 3. 31
特別償却率	50% (福島県:即時償却)	<u>50%</u> ・34% (福島県:即時償却)

※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等に限る。

※ 対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能。

④ 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）（法第 40 条）

〔法人税、法人住民税、法人事業税〕

⑤ 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等（法第 41 条）〔所得税、法人税、法人住民税〕

⑥ 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除（法第 42 条）〔所得税〕

<参考 2>

東日本大震災復興加速化のための与党第 8 次提言（令和元年 8 月 5 日総理手交）（抄）

Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

3 産業・なりわいの再生

- 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。

（2）帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

<復興庁 要望>

〔【国税】所得税、法人税 【地方税】個人住民税、法人住民税〕

避難解除区域等（注）内において、帰還環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を 3 年間延長する。

（注）避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域。

復興大臣からの指示事項（要旨）

令和元年 11 月 1 日

復興 庁

風評の払拭に向けては、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」（以下、戦略）に基づき、政府一体となって取り組んでいるところである。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も迫り、海外の注目が日本に集まる中、風評対策に一層取り組む必要がある。

戦略及び本指示事項に基づく関係省庁の取組については、次のタスクフォースにおいて、フォローアップする。

以下、主な施策について指示する。

指示事項 1. 海外に向けた取組の強化

1. 諸外国・地域の輸入規制の撤廃に向け、あらゆる機会を捉えて、首脳・閣僚等ハイレベルをはじめとした働きかけを積極的に行うこと。
2. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした風評払拭のための情報発信、福島県産農林水産物等の海外での販路拡大・開拓、東北へのインバウンド誘客促進等、必要な施策において、より効果的な取組となるよう検討し、強力に推進すること。

指示事項 2. 国内に向けた取組の強化

本年 4 月 12 日に開催したタスクフォースで指示した事項を踏まえ、国内向け施策についても、より効果的な取組となるよう検討し、強力に推進すること。

最後に、復興庁の当面の重点的取組として、別添（略）のとおり、「風評払拭イニシアティブ for 2020」を取りまとめたところ、関係省庁においては、各取組の実施にあたり、ご協力いただくとともに、これを参考に各省庁においても、効果的な取組を検討し、強力に推進いただきたい。